

新しい薬局機能情報提供制度について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が令和5年11月1日に公布され、令和6年1月5日に施行されます。

現行

改正後

報告項目

- ・管理、運営、サービス等に関する事項
(住所・開店時間・アクセス・薬剤師不在時間の有無等)
- ・提供サービスや地域連携体制に関する事項
(認定薬剤師の人数・無菌調剤の可否・実績に関すること・地域連携薬局等に関すること等)

- 現行の報告項目に加えて、
- ・薬局の面積 ・特定販売の実施
 - ・医薬品の取扱数 ・配送サービス利用の可否
 - ・無菌調剤や麻薬調剤の実績
 - ・マイナンバーカードの利用の可否
 - ・緊急避妊薬調剤の可否
- など

報告方法

- ・ふくおか電子申請サービスで報告
- ・紙で報告

(定期報告期間: 1月～3月)

- ・G-MIS(医療機関等情報支援システム)で報告 ※アカウント登録が必要
- ・紙で報告

(定期報告期間: 1月～3月)

※令和5年度は1/5～3/31